

## 大垣市建設工事における遠隔臨場について【概要版】

### 1 趣旨

大垣市が発注する建設工事の現場管理において、「段階確認」、「材料確認」、「立会い」、「打合せ等」を必要とする現場作業を確認する手段として、映像及び音声の配信等を記録することで、受発注者の業務の効率化を進め、働き方改革と建設DXの促進を図るもの。



### 2 対象工事

すべての建設工事（営繕工事等含む）を対象とし、発注者指定方式または受注者希望方式で実施する。

#### (1) 発注者指定方式

発注者が必要と認める工事は、発注者指定方式の対象工事とすることができる。

#### (2) 受注者希望方式

発注者指定方式以外のすべての建設工事について、受注者の申し出があれば発注者の承諾を得て実施することができる。

### 3 対象地域

大垣市内（上石津町・墨俣町含む）の全ての地域

### 4 実施方法

- ① 「段階確認」、「材料確認」、「立会」及び「打合せ」等、遠隔臨場を実施する場合、実施する項目、実施方法及び内容等を施工計画書又は協議書に詳細を記載し、発注者の確認を受けること。
- ② 受注者は、事前に監督員等と動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等の通信状況等の確認を行い、発注者が負担する者を除き、発注者が必要とする準備、人員及び資機材等を提供すること。
- ③ 受注者は、「工事名」「工種」「確認内容」「設計値」「測定値」等、記録に当たって必要な情報は、適宜黒板等を用いて表示するとともに、必要な情報を読み上げ、発注者に実施項目の確認を得ること。

## 5 提出方法

受注者は、遠隔臨場の映像と音声の記録を保存する必要はない。ただし、遠隔臨場の映像（実施状況）若しくは、撮影した映像を項目ごとに画面をキャプチャ等で記録し、監督員へ提出すること。

## 6 費用の計上

遠隔臨場にかかる機器、通信費及びシステム費用については、受注者の負担とする。ただし、発注者指定方式は情報共有システムを利用することを前提とし、情報共有システム及び Web 会議システムを行うための費用は発注者の負担とする。また、受注者希望方式については、運用費用を低減できる方法（Zoom、Teams 等）を活用し実施する。



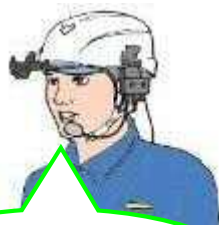
出典：「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)」  
(令和4年3月国土交通省大臣官房技術調査課)

## 7 スケジュール

遠隔臨場に関する試行要領における対象とする工事は、令和8年度から試行的に実施する。

## 8 立会等のイメージ

### 工事現場



現場代理人が、カメラ・iPad・音声システム等を装備し立会を伝送。

- 段階確認、材料確認、立会をライブ映像等で実施する。
- 撮影箇所と確認内容を音声で伝える。
- 仕様書と現場不一致等の状況や変化も映像と音声のやりとりで速やかに対応が可能。

### 映像・音声伝送

- 現場状況等が映像・音声を執務室にしながら立会が可能となり、事務の効率化につながる。

### 事務所等



- 現場代理人からの立会の映像・音声を ASP 等を通じ監督員が、執務室で立会を実施。(通常の現場立会と同様)
- 監督員が詳細又は確認したい点があれば、映像・音声を通じリアルタイムに依頼と確認ができる。

写真出典：「㈱建設総合サービス電納 ASP 研修資料」  
(令和 7 年 7 月)